

平成28年

かすみがうら市議会第1回定例会会議録 第6号

平成28年3月23日(水曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	櫻井繁行君	9番	小松崎誠君
2番	宮嶋謙君	10番	加固豊治君
3番	設楽健夫君	11番	佐藤文雄君
4番	来栖丈治君	12番	中根光男君
5番	川村成二君	13番	鈴木良道君
6番	岡崎勉君	14番	小座野定信君
7番	田谷文子君	15番	矢口龍人君
8番	古橋智樹君	16番	藤井裕一君

欠席議員 なし

出席説明者

市長	坪井透君	土木部長	渡辺泰二君
教育長	大山隆雄君	会計管理者	君山悟君
市長公室長	木村義雄君	消防長	井坂沢守君
総務部長	小松塚隆雄君	教育部長	飯田泰寛君
市民部長	板垣英明君	上下水道部長	田崎清君
保健福祉部長	金田克彦君	農業委員会事務局長	高田忠君
環境経済部長	根本一良君	監査委員事務局長	槌田浩幸君

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	櫻井清
〃	補佐	乾文彦
〃	係長	小池陽子
〃	係長	齋藤邦彦

議事日程第6号

日程第1	報告第1号	専決処分事項の報告について
日程第2	承認第1号	専決処分事項の承認を求めることについて
	議案第1号	かすみがうら市公共施設等整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
	議案第2号	かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定

- 資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 号 かすみがうら市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 号 かすみがうら市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 号 かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 号 かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9 号 かすみがうら市公共施設等マネジメント推進委員会条例の制定について
- 議案第 10 号 かすみがうら市国民健康保険出産費資金貸付条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 11 号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 12 号 かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 13 号 かすみがうら市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について
- 議案第 14 号 かすみがうら市学区審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 15 号 かすみがうら市旧学校体育施設条例の制定について
- 議案第 16 号 かすみがうら市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 17 号 かすみがうら市旧地区公民館設置及び管理等に関する条例の制定について
- 議案第 18 号 行政不服審査法の全部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 19 号 かすみがうら市行政不服審査会条例の制定について
- 議案第 20 号 農業委員会等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 21 号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 22 号 平成 27 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 6 号）
- 議案第 23 号 平成 27 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 3

- 号)
- 議案第 24 号 平成 27 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 25 号 平成 27 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 26 号 平成 27 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 27 号 平成 27 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 28 号 平成 28 年度かすみがうら市一般会計予算
- 議案第 29 号 平成 28 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 30 号 平成 28 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 31 号 平成 28 年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算
- 議案第 32 号 平成 28 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 33 号 平成 28 年度かすみがうら市介護保険特別会計予算
- 議案第 34 号 平成 28 年度かすみがうら市水道事業会計予算
- 議案第 35 号 かすみがうら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 36 号 かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 発議第 1 号 新たな広域ごみ処理施設に係る財政措置の強化拡充を求める意見書 (案)
- 日程第 4 請願第 1 号 TPP 協定を国会で批准しないことを求める請願
- 日程第 5 委員会への調査付託の件
- 日程第 6 閉会中の継続審査について
- 日程第 7 閉会中の所管事務調査について

#### 1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 報告第 1 号 専決処分事項の報告について
- 日程第 2 承認第 1 号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 議案第 1 号 かすみがうら市公共施設等整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 議案第 2 号 かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 号 かすみがうら市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 号 かすみがうら市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 5号 かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7号 かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9号 かすみがうら市公共施設等マネジメント推進委員会条例の制定について
- 議案第10号 かすみがうら市国民健康保険出産費資金貸付条例を廃止する条例の制定について
- 議案第11号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第12号 かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第13号 かすみがうら市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について
- 議案第14号 かすみがうら市学区審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 かすみがうら市旧学校体育施設条例の制定について
- 議案第16号 かすみがうら市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 かすみがうら市旧地区公民館設置及び管理等に関する条例の制定について
- 議案第18号 行政不服審査法の全部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第19号 かすみがうら市行政不服審査会条例の制定について
- 議案第20号 農業委員会等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第21号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第22号 平成27年度かすみがうら市一般会計補正予算（第6号）
- 議案第23号 平成27年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第24号 平成27年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第25号 平成27年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第26号 平成27年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算

(第1号)

議案第27号 平成27年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算(第3号)

議案第28号 平成28年度かすみがうら市一般会計予算

議案第29号 平成28年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算

議案第30号 平成28年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算

議案第31号 平成28年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算

議案第32号 平成28年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算

議案第33号 平成28年度かすみがうら市介護保険特別会計予算

議案第34号 平成28年度かすみがうら市水道事業会計予算

議案第35号 かすみがうら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第36号 かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 3 発議第 1号 新たな広域ごみ処理施設に係る財政措置の強化拡充を求める意見書(案)

日程第 4 請願第 1号 TPP協定を国会で批准しないことを求める請願

日程第 5 委員会への調査付託の件

日程第 6 閉会中の継続審査について

日程第 7 閉会中の所管事務調査について

---

開 議 午前10時00分

○議長(藤井裕一君)

おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

次いで、諸般の報告を行います。

総務委員会、文教厚生委員会、産業建設委員会及び平成27年第4回定例会議案審査特別委員会から会議録が提出され、その写しを配付しておきましたので、ごらんおきいただきたいと思います。存じます。

---

日程第 1 報告第1号 専決処分事項の報告について

○議長(藤井裕一君)

日程第1、報告第1号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

**○市長（坪井 透君）**

ただいま上程をされました報告第1号につきましてご説明を申し上げます。

報告第1号 専決処分事項 損害賠償の額の決定及び和解の報告につきましては、市道路の管理瑕疵に起因する事故による損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定によりご報告をするものです。

内容といたしましては、平成28年2月18日、相手方が上稲吉地内の市道を走行中に路肩の陥没によりタイヤを破損した賠償金として、損害保険におきまして1万4602円を支払うものです。

以上でございます。

**○議長（藤井裕一君）**

以上で報告第1号の報告を終了いたします。

---

**日程第 2 承認第1号及び議案第1号ないし議案第36号**

**○議長（藤井裕一君）**

日程第2、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて及び議案第1号 かすみがうら市公共施設等整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について、ないし議案第36号 かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの37件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

これより委員長の報告を求めます。

平成28年第1回定例会議案審査特別委員会委員長 古橋智樹君。

[平成28年第1回定例会議案審査特別委員会委員長 古橋智樹君登壇]

**○平成28年第1回定例会議案審査特別委員会委員長（古橋智樹君）**

平成28年第1回定例会議案審査特別委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

本委員会は、平成28年3月7日に付託されました承認第1号及び議案第1号ないし議案第36号について、3月8日、9日、11日、14日、15日に市長、副市長、教育長並びに各担当部課長等の説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第1号ないし議案第3号、議案第5号、議案第6号、議案第8号、議案第10号ないし議案第17号、議案第21号、議案第23号ないし議案第27号、議案第31号、議案第32号、議案第34号ないし議案第36号は異議がなく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

承認第1号は異議があり、起立採決の結果、起立多数により承認すべきものと決定いたしました。

議案第4号、議案第7号、議案第9号、議案第18号ないし議案第20号、議案第22号、議案第28号ないし議案第30号、議案第33号は異議があり、起立採決の結果、起立多数により可決すべきものと決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

**○議長（藤井裕一君）**

ただいま議題となっている37件の議案の審査は、議長を除く全議員をもって組織する特別委員会へ付託したことから、先例により委員長報告に対する質疑を省略いたします。

---

○議長（藤井裕一君）

これより承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

おはようございます。

承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて反対の立場で討論をいたします。

この専決処分は市民税減免申請書、特別土地保有税減免申請書に番号制度にかかわる個人番号を記載しないものとせずというものですが、このことはマイナンバー制度の矛盾のあらわれの一つであります。

申請での番号記載をめぐる問題では、介護保険に関して、番号の記載がなくても申請書類は受理され、サービスを受けられることを明記した通知が昨年12月15日に厚生労働省から出されました。強制しようとするほど問題点が発生し、矛盾が生じています。

安倍内閣は日本に住民票を持つ一人一人に12桁の番号をつけて管理する共通番号、いわゆるナンバー制度の運用を1月から強行いたしました。番号制は政府が個人情報を1つの番号で管理し、税・保険料の徴収強化や社会保障の抑制を進めるために使うもの、現状では運用開始の条件など全くないのが実態であります。

日本郵政は昨年12月17日、個人番号を記載した通知カードの初回配達に印刷漏れなどがあつた一部を除いて完了したと発表いたしました。

しかし、郵便局が配達を引き受けた約5684万通のうち、当月の24日時点で住民の手元に渡ったのは5126万通にすぎず、受取人不在など、市区町村に戻された通知カードは約558万通、1割近くにも及んでいます。当市でも1万6909通送付を行い、411通が戻っているという報告がありました。未交付は2.4%であります。政府は税や社会保障など、さまざまな手続で個人番号を記載させる予定ですが、番号の通知という前提が崩れています。

重大なのは安全対策が未確立なことです。地方自治体の対策も2016年度予算案で対策費を盛り込むなど、まだこれからであります。個人番号カードは当面、身分証明書ぐらいにしか使えません。

しかし、政府は15年度予算、同補正予算案、16年度予算案で合計3000万枚分の発行費を計上、メリットだけを大げさに宣伝し、取得を促しております。普及とともにさまざまな機能や個人情報をカードに追加していくことを狙っています。

しかし、個人情報は蓄積すればするほど、漏えいしたときの被害も深刻になります。矛盾は避けられません。

今回の税条例改正は、申告時または申告後に行う減免申請に対して、管理負担を一部軽減するもので、市民、自治体、企業の多大な負担と労力はほとんど変わりません。負担の軽減を語るならば、このまま突き進むのではなく、凍結中止こそ行うべきであります。一部の見直しでマイナンバー制度を推進するものであり、この条例案には反対をいたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより承認第1号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本件に対する委員長の報告は承認であります。

本件は委員長の報告のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについては承認することに決しました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第1号 かすみがうら市公共施設等整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第1号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第2号 かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第2号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。



本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第3号 かすみがうら市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第3号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第4号 かすみがうら市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

議案第4号 かすみがうら市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について反対をいたします。

この議案は、地方公務員法の改正にかかわって、公表する報告事項に職員の人事評価の状況及び職員の退職管理の状況を加え、勤務成績の評定を削る改正だとしております。

地方公務員法の改正について、日本共産党は国会で、法改定による人事評価制度は、住民に寄り添い、問題を解決していく本来の地方自治体のあり方をゆがめるもので、生活保護行政や徴税業務などでは権利侵害や福祉切り捨てを一層深刻な事態にする、上から一律に押しつけるやり方ではなく、自治体の自主性を尊重するべきだと主張いたしました。その一つの事例として、住民の生活保護申請を制限して、餓死者や自殺者を出した北九州市の問題を挙げ、福祉事務所ごとに生活保護申請の交付を制限する目標管理が行われていたことが重大な人権侵害につながったと指摘しました。

私は、目標管理を伴う業務評価を賃金に反映させることは公務員にはなじまないと考えます。

以上、反対といたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第4号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第5号 かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第5号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第6号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第6号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第7号 かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

2番 宮嶋 謙君。

[2番 宮嶋 謙君登壇]

○2番（宮嶋 謙君）

議案第7号 かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について反対の立場で討論いたします。

この議案は、市長、副市長、教育長及び市議会議員の報酬を人事院勧告に伴う職員の給与改定に連動させて報酬を上げる議案です。

職員給与が人事院勧告によって改正されることは理解できますが、なぜ特別職も自動的に連動させるのか、その理由を執行部に尋ねましたところ、答えは慣例とのことでした。

したがって、今回は特に中身を吟味することなく人事院勧告から導き出された金額を自動的に期末手当に上乘せする内容となっております。一例を挙げれば、市長は4万4792円、副市長は3万4040円、教育長は3万1395円、議員は1万5467円、それぞれ報酬が上げられます。

[「期末手当だよ」と呼ぶ者あり]

○2番（宮嶋 謙君）

期末手当が上げられます。

私は議員を含め、市長を初めとする特別職は、市民の生活状況をその都度判断して決定されるべきだと考えております。

その観点から市民の状況を見てみますと、アベノミクスが道半ばの現在、雇用状況の改善は見られたものの、残念ながら国民の実質賃金は低下しております。さらに、消費税の改定も予定されているところです。加えて、かすみがうら市においては、証明書等の発行手数料が値上げされ、されに今年度から実施されたデマンドタクシーの再編によって、千代田・霞ヶ浦間の移動については料金負担が2倍になっております。つまり、国民及びかすみがうら市民の負担はふえ、生活は厳しくなっているのが現状です。

この局面でどうして特別職の地位にある人の手当・報酬がアップされるのか、市民からの理解を得ることができませんでしょうか。例えば千代田地区にお住まいで、週2回あじさい館のお風呂へ通って楽しんでいた高齢者にとって、デマンドタクシーの再編によって1日400円アップ、週2回で800円、年間で約4万円も以前より多くお金を払っております。この方の年間4万円の負担増は決して軽いものではないでしょう。

しかし、そんなときに市長の報酬が4万5000円ふえるというのです。それとこれとは別だというご意見もあるでしょうが、市民感情というのはこういうものではないでしょうか。たった数万円の話ではありますが、その意味は非常に大きいと思います。議員、そして特別職にあるものは、市民の経済状況に鈍感であってはならないと思います。市民と苦楽をともにするのが特別職の責務ではないでしょうか。

アベノミクスが成功をおさめれば、国民の実質賃金も、やがては上昇に転じることだろうと思います。そのときにこそ改めて検討をすべきことだと思います。

以上の理由から、本議案に対しては反対をさせていただきます。

以上です。

[「暫時休憩」「発言の訂正」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

休 憩 午前10時23分

---

再 開 午前10時24分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第7号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第8号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第8号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第9号 かすみがうら市公共施設等マネジメント推進委員会条例の制定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

議案第9号 かすみがうら市公共施設等マネジメント推進委員会条例の制定について反対の討論をいたします。

この議案は、本市の公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進し、その最適化を図るに当たって専門的見地からの助言等を得るため、学識経験者等を構成員として必要な調査等を行う附属機関を設置するために新たにこの条例を制定するものだとしています。

議案審査において、私は学識経験者を有するもの与其他市長が必要と認めるものとはどのような方を示すのか、市民から公募しないのかとたどりました。総務部長は大学教授だとか建築士、先進自治体の実務経験者を初め、本市のまちづくりの視点から総合審査会や計画審議会などの関係者の方々、または区長会の方々、市民代表などを想定していると述べ、市民代表の選考については公共施設利用の代表の方にお問い合わせする方法や公募を行うという方法も考えられると答弁しました。

しかし、この条例には公募するとは明確にしていません。これでは市民との協働のまちづくりはできません。

今、市民からは公共施設使用料の有料化・引き上げ反対の請願が出され、議会事務局の報告によれば個人署名数は1,647筆になったということでもあります。

私は、市民代表の選考については公募を明確にうたうことが絶対条件だと考えます。加えて、傍聴や情報公開なども明確にすべきだと思います。この条例では行政の下請機関になる危険性があり、反対であります。

○議長（藤井裕一君）

以上で通告による討論は終わりました。

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ほかに討論ございませんか。

3番 設楽健夫君。

[3番 設楽健夫君登壇]

### ○3番（設楽健夫君）

かすみがうら市公共施設等マネジメント推進委員会条例の制定について反対の立場から発言をしていきます。

この条例の第1条については、本市の公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進し、その最適化を図るため市公共施設等マネジメント推進委員会を置くというふうに書かれています。

また、第3条においては、委員会は市長が求めに応じ、次に掲げる事項を調整・審議し、必要な助言を行う、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進に関する事項、あるいは2として、公共施設等の最適化に関し、市長が必要と認める事項というふうに書かれています。

また、第4条で10名、第5条 委員は学識経験者を有するもの、その他市長が必要と認めるもののうちから市長が委嘱するというふうに書かれています。

また、2項に、委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならないという項目が書かれています。

問題点としまして、昨年、公共施設等総合的かつ計画的な管理を推進していくために、その最適化を図るために、地域懇談会がワークショップという形で10月31日、11月22日、12月31日に開催されておりますが、議事録及びその後ワークショップで出されている市民あるいは地域の方々の意見をどのように整理されたのかの報告がまだなされておられません。

②また、かかわる霞ヶ浦地区公民館長の今後の地区公民館活動に対して、施設の利用を含め、要望に暫定的な方針が決定されておりますが、これからの公民館活動の進め方が本格的にこれから議論されなければならない段階にあります。

第3に、公共施設の料金の値上げ・有料化についても、社会教育あるいは社会福祉に対して質問及び是正が相次いでおり、また近隣市の市外の方々に当市民と同額料金で利用できるというような案が含まれており、このことについて近隣市との協議もその後どのような形で進んでいるか報告がありません。また、説明会を開催しておりますが、この多くの市民が出している要望に対して、いまだ回答が出されていない状態にあり、既に施設の利用料金に対する反対、従来どおりという請願書も1,600名を超えるに至っております。

4番目に、特に神立地区において、市街化調整地区の千代田地区、霞ヶ浦地区の広域地区の活動に対する対策は具体的に対応していく必要がある段階に入っています。

これから必要なことは、まず第1に市民の声に地域活動の現実を直視し、具体的に応えていくことこそが望まれており、ワークショップあるいは説明会での市民の声に具体的に回答をし、そして協議を進めていく、こういうことが必要であり、第2回、第3回のワークショップ、説明会を開催することこそが必要であるというふうに思います。

第2に、千代田地区の小学校統合が不透明なままで、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進し、その最適化を図ることはできない。まだ閉校になる小学校の姿さえあらわれていません。そういう状況の中で、どうして公正・公平な新しいコミュニティの絵が描かれていくのでしょうか。

そして第3に、この計画をそのまま進めていくということは霞ヶ浦地区と千代田地区のアンバランスを追認し、固定化することにつながりかねません。

その意味で、第4に、少子高齢化社会に対応する新しいコミュニティーづくりに着手しようとしている段階であり、これを着実に進めていくことが必要であります。

その第1は、全市での新しい公民館づくりも千代田地区公民館あるいは神立逆西地区公民館づくり、逆西地区の地区公民館施設の設定がこれから問われてくる、また、急がれる段階であります。まず第2に、霞ヶ浦地区公民館活動は支館活動に移行していきます。地区公民館施設の今後の活用体制づくりが急務になってきています。第3に、千代田地区の小学校単位の社会福祉協議会の活動が行われておりますが、霞ヶ浦地区においては地区社会福祉協議会はなく、全市的公平な社会福祉協議会づくりが提案されようとしている段階にあり、このことが早急に整備することが求められていると思います。そして第5に、市の少子高齢化社会のコミュニティー計画の案は、施設管財課の施設の将来計画に委ねるのではなくて、具体的なコミュニティー、まちづくりを、これを総務管財課から市長公室に移行させていく必要がある、そういう状況にあるというふうに思います。

そして最後になりますが、委員会の構成員であります、ワークショップの代表者と公募を認めていく、そして現実の声を生かしながらまちづくりに生かしていくことこそが必要であるという立場から、このかすみがうら市公共施設等マネジメント推進委員会条例の制定については反対の討論とさせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（藤井裕一君）**

討論を終結いたします。

これより議案第9号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長（藤井裕一君）**

起立多数であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

**○議長（藤井裕一君）**

次いで、議案第10号 かすみがうら市国民健康保険出産費資金貸付条例を廃止する条例の制定についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（藤井裕一君）**

討論を終結いたします。

これより議案第10号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第11号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第11号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第12号 かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第12号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第13号 かすみがうら市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。



これより議案第13号の採決を行います。  
本案に対する委員長の報告は可決であります。  
本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第13号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第14号 かすみがうら市学区審議会条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。  
これより議案第14号の採決を行います。  
本案に対する委員長の報告は可決であります。  
本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第14号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第15号 かすみがうら市旧学校体育施設条例の制定についての討論を行います。  
討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。  
これより議案第15号の採決を行います。  
本案に対する委員長の報告は可決であります。  
本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第15号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第16号 かすみがうら市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします

これより議案第16号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第16号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第17号 かすみがうら市旧地区公民館設置及び管理等に関する条例の制定についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします

これより議案第17号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第17号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第18号 行政不服審査法の全部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

議案第18号 行政不服審査法の全部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について反対の討論を行います。

この議案は、行政不服審査法が2014年6月に50年ぶりに改正され、それに伴い県・市町村条例を改正するものであります。

公平性向上のため、審査請求に対して当該行政処分に関与していない職員を審査委員とし、第三者機関として行政不服審査会を設置します。審査請求人はこれまでの証拠書類の閲覧に加え、謄写したものを請求することができるようになります。不服申し立ての期間が60日以内から3カ

月以上に延期されます。

しかし、迅速化を理由に異議申し立て制度をなくすなど、さまざまな制限が行われています。制度の一元化によって異議申し立てが再調査請求に変わり、参考人からの陳述や検証もなくなり、簡易な手続で事実関係の再調査をして処分の見直しを行うことは問題です。陳述も検証もないとなれば、再調査は申し立て人にとっておごなりの対応としか言えず、簡易といっても申し立て人のためではなく、行政側の迅速化を進めるものにすぎません。救済の仕組みが後退しかねないと私は考えます。

以上、反対の理由でございます。

○議長（藤井裕一君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第18号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第19号 かすみがうら市行政不服審査会条例の制定についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第19号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

本案は異議がありますので、起立により採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第20号 農業委員会等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

議案第20号 農業委員会等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について反対討論を行います。

この議案は、農業委員の選出方法が公職選挙法に基づくものから、市長が議会の同意を得て任命する方法に改正するのがポイントです。

しかし、私は公選制を廃止し、市町村長の任命制に変えれば、恣意的な選任になりかねません。目的規程から、農民の地位の向上に寄与する業務から農業・農民に関する意見の公表、建議を削除することは農業委員会の農民の代表機関としての権限を奪い、農地の最適化・流動化のみを行う行政の下請機関に変質させるものとなるのではないのでしょうか。

以上、反対の理由といたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第20号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第21号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第21号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、議案第21号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第22号 平成27年度かすみがうら市一般会計補正予算（第6号）の討論を行います。

発言通告がありますので、順次発言を許します。

2番 宮嶋 謙君。

[2番 宮嶋 謙君登壇]

○2番（宮嶋 謙君）

議案第22号 平成27年度かすみがうら市一般会計補正予算（第6号）について反対の立場で討論いたします。

本補正予算にはサイクリングプログラムを核とした地域活性化DMO推進事業委託として5960万円が計上されています。このプログラムは歩崎公園にある交流センターを中心に展開しようとする市の新たな取り組みで、本市の地方創生戦略の目玉施策としての位置づけがなされております。

こうした積極的な取り組みは大いに評価できるのですが、その中身がまだ十分に検討されておらず、提出された企画書にある事業計画も大づかみのイメージの段階にとどまっております。成功の確率が高いのか低いのか、現時点では判断のしようがありません。市の計画では、次年度には500万円を出資して第三セクターを設立するとしております。市長は施政方針に対する私からの質問に答え、もし失敗したら政治的責任をとるともおっしゃいました。

このプロジェクトをぜひ成功させるためにも、このような見切り発車をするのではなく、しっかりと調査研究をして精度を高め、万全の準備をもってスタートしていただけないでしょうか。

市長が常日ごろから訴えていらっしゃる市民協働のまちづくりを実現するためにも、もっと丁寧に進めていただくことをお願いいたしまして、この補正予算に対する反対の討論といたします。

○議長（藤井裕一君）

次に、9番 小松崎 誠君。

[9番 小松崎 誠君登壇]

○9番（小松崎 誠君）

議案第22号 平成27年度かすみがうら市一般会計補正予算（第6号）に対し賛成の立場から討論をいたします。

今回の補正予算の主な内容は、安倍内閣が掲げる一億総活躍社会の実現や地方創生のレベルアップの加速化を目的とした地方創生加速化交付金事業への取り組みとあわせて、社会保障・税番号制度の推進に向けたセキュリティ対策を含んだ大いに評価できる内容となっております。

社会保障・税番号制度については、個々の情報を複数の事業において素早く的確に行うための基盤であり、制度の効率性や透明性を高め、国民にとっても利便性の高い公平・公正な社会の実現を図るものであると認識をしております。

特定個人情報の保護の観点から、システムにおけるセキュリティ対策を万全にすることは市民の個人情報を守るには必須であると強く思うところであります。今回の補正予算では、自治体情報セキュリティの抜本的な強化を行うものとなっております。

また、地方創生加速化交付金については、総合戦略に位置づけられた事業の取り組みの加速化を図る目的で創設をされたものであります。本市の取り組みは加速化交付金を財源に、サイクリングプログラムを核とした地域活性化DMO推進事業及び定住促進サポート事業などに総額7589万5000円が計上されております。特に、サイクリングプログラムを核とした地域活性化DMO推進事業については、産官連携による第三セクターを設立し、前市長時代に整備され活用がされていない歩崎交流センターを拠点として、民間企業のノウハウを最大限発揮しながら地域資源を再度見詰め直し、地域の活性化と魅力の発信を図るものとなっております。地方創生の取り組みは結果を出さなければ、これからの市あるいは地域の発展に大きくかかわってくる重要な問題でもあり、今後、坪井市長初め、執行部における地域の特性を生かした大胆な取り組みに期待するものであります。

以上、賛成討論とさせていただきます。

#### ○議長（藤井裕一君）

次に、11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

#### ○11番（佐藤文雄君）

議案第22号 平成27年度かすみがうら市一般会計補正予算（第6号）に対して反対をいたします。

私は、国民にメリットどころかプライバシー侵害などデメリットしかないマイナンバー制度は中止凍結し、廃止に向けた検討が必要だという立場であります。

今回の補正予算は情報管理費として自治体情報セキュリティ強化対策事業費が計上されておりますが、100%情報漏えいを防ぐ完全なシステムの構築は不可能であります。情報セキュリティを強化することよりもマイナンバーは中止凍結することでありませぬ。

したがって、マイナンバー制度を押し進める補正予算には賛成できません。

また、地方創生加速化交付金を当てにしたサイクリングプログラムを核とした地域活性化DMO推進事業案について、サイクリングロードと自転車の貸し出し事業は進めてもよいと考えますが、フルーツが地域の資源を売り物にしているにもかかわらず、果樹生産農家と協働した企画書にはなっていません。これでは絵に描いた餅になってしまうのではないのでしょうか。

また、交流センターの中にあるレストランをつくり、3年後には年間2万8800人を見込んでいますが、余りにも希望的予測ではないのでしょうか。再検討が必要であります。地域創生は、第1

に福祉や暮らしを充実させること、第2に、現に営んでいる農業や水産業及び中小企業を振興することにこそ力を入れるべきだと考えます。

以上、討論といたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第22号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。10分間の休憩とします。

休 憩 午前10時58分

再 開 午前11時09分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第23号 平成27年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第23号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、議案第23号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第24号 平成27年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第24号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、議案第24号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第25号 平成27年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第25号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第25号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第26号 平成27年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第26号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。



[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第26号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第27号 平成27年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第27号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第27号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第28号 平成28年度かすみがうら市一般会計正予算の討論を行います。

発言通告がありますので、順次発言を許します。

2番 宮嶋 謙君。

[2番 宮嶋 謙君登壇]

○2番（宮嶋 謙君）

議案第28号 平成28年度かすみがうら市一般会計予算について反対の立場で討論いたします。

1つ目の理由は、議案第22号の反対討論でも申し上げましたサイクリングプログラムを核としたしごと創生事業のための法人への出資金500万円が計上されているからです。

議案第22号と同じ理由によりますが、現段階ではこの新事業の見通しは全く不明確であります。もし法人を設立して活動を開始したら、その法人は社会的責任及び後戻りが容易ではなくなりません。いま一度、計画をしっかりと練ってから前に進むべきだと思います。

2つ目の理由は、霞台厚生施設組合への負担金として3980万円が計上されていることです。

現在、かすみがうら市が使っている新治地方広域環境クリーンセンターを丁寧を使い、できるだけ延命化をすべきところを、その調査もせずにごみ処理場の新規建設に突き進んでいる霞台厚生施設組合のやり方はまさに市民不在と言えます。霞台厚生施設組合の説明では、事業総額は132億円から172億円へとふえました。さらに周辺道路整備や中間貯蔵施設の建設費用、現有施設の解体費用などを考えれば、幾らに膨れ上がるか全くわからないまま建設ありきで建設計画が進められております。

加えて、震災が原因の施設更新ではないにもかかわらず震災復興特別交付金を使おうと計画さ

れております。いまだ故郷へ帰れない人が何万人もいるというのに、どうして百数十億円もの震災対策費用をこのごみ処理場建設につぎ込むことが許されましようか。霞台厚生施設組合への出資金3980万円には、新規建設のための調査費用が多く含まれております。本来そのお金は現有施設の健全度調査に使われるべきものではないでしょうか。

執行部におかれましては、この計画を一度撤回し、いま一度市民の将来を見据えたごみ行政とは何なのか考え直していただきたいと思えます。

本予算には賛成すべき施策も多く含まれており、まことに残念ではございますが事の重大性に鑑み、反対すべきと判断いたしました。

以上、討論といたします。

#### ○議長（藤井裕一君）

次に、5番 川村成二君。

[5番 川村成二君登壇]

#### ○5番（川村成二君）

議案第28号 平成28年度かすみがうら市一般会計予算（案）について賛成の立場から討論いたします。

今回提案されました平成28年年度一般会計予算（案）の総額は170億円で、前年度当初予算と比較すると10億円、5.6%縮減されていますが、市が直面する人口減少と少子高齢化、地方へ人の流れをつくるという課題を克服するため、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置づけたアクションプランと総合計画に基づき、未来への投資となる事業に積極的に予算計上されていると判断しています。

歳入では、基本となる市税が53億7600万円、構成比の31.6%を占め、前年度比2.6ポイント増加しています。

企業の業績回復に伴う法人市民税や、市街地を中心に新築住宅家屋の増による固定資産税が伸びており、持ち家率のアップに加え、地域住民の定住化への意識がうかがえ、市の「住みよいまちづくり」への取り組みが浸透してきたとも考えられます。

歳出を見ますと、「自然と調和した快適なまちづくり」においては、神立駅の橋上化を初め、都市計画道路である神立停車場線の工事に着手すること、また、市民の安全・安心な暮らしを守るため、土浦協同病院までの交通体系に係る整備予算も引き続き計上されております。

さらには、近年の異常気象による被害状況を十分に認識し、防災・減災の観点から、市街地における雨水排水対策のための調査に着手することや、霞ヶ浦地区の防災行政無線の整備強化なども計上されています。

「健やか・安心・思いやりのまちづくり」では、市民一人一人が生涯にわたり健康で豊かな生活を送れるよう、体と心の健康づくりの推進、少子化対策として不妊に悩む市民の経済的負担を軽減する対策など、予算に厚みが増えられています。

「豊かな学びと想像のまちづくり」では、霞ヶ浦地区の小学校統合に係る施設整備や、英語指導助手の充実、そして放課後学習支援等の充実と情報化社会の進展を踏まえ、全小学校にタブレット型端末が配置されるなど、教育に関する先導的役割と子供たちの教育環境向上の取り組みは大いに期待できるものです。

「活力ある産業を育てるまちづくり」では、本市の内外に誇れる特産品や魅力ある地域資源を活用しながら、情報発信をしていくことが市の魅力度を上げる鍵と考えています。

今般新たな取り組みに、シティプロモーション事業やサイクリングプログラムを核とした観光DMO事業などが加えられたことは、既存の形にとらわれず新たなかすみがうら市のあり方に行政が真剣に取り組もうとする熱意のあらわれだと感じており、これらの観光交流人口の増加や定住化を含めた活性化に大いにつながるものと期待できます。

行政は持続的発展への責任もありますが、活力ある地域社会を構築するため、主体的に行動するチャレンジ力も今の時代は求められています。そのための創意と努力に議員としてアシストし、地方創生を実のあるものにしなければなりません。

平成28年度予算は当市の地方創生を実現させるための礎となる執行内容であることから、各事業を強靱な体制で積極的に展開することを切望し、議案第28号 平成28年度かすみがうら市一般会計予算（案）について賛成討論といたします。議員諸侯のご賛同を心からお願い申し上げます。

#### ○議長（藤井裕一君）

次に、11番 佐藤文雄君。

[ 1 1 番 佐藤文雄君登壇 ]

#### ○11番（佐藤文雄君）

議案第28号 平成28年度かすみがうら市一般会計予算に反対の立場で討論をいたします。

市長は施政方針で、我が国の国内経済はアベノミクスのもと、長引くデフレからの早期脱却と日本経済の再生に向けて大きく前進している、経済の好循環が回り始め、景気は緩やかな回復基調が続いているとしてアベノミクスを評価いたしました。日本の状況がアベノミクスにより改善したことに疑問の余地はないとまで言いました。

しかし、先日発表された2015年10月から12月期の国内総生産GDPの第2次速報値で前年比0.3%減と、2四半期ぶりにマイナス成長になったことが確定いたしました。第1次速報より多少改善したというものの、個人の消費の落ち込みはさらに拡大しています。安倍首相は政権復帰後依頼、経済再生を宣伝し、アベノミクスの効果があって日本経済のファンダメンタルズ、基礎的条件は良好と言い続けてきました。

しかし、マイナス成長はアベノミクスの失敗を浮き彫りにしています。見過ごせないのは、アベノミクスが経済の好循環を引き起こすどころか悪循環しかもたらさないことが浮き彫りになっていることです。安倍首相は、大企業のもうけがふえれば雇用や賃金が改善すると言いました。しかし、首相が改善したという雇用も、安倍首相が政権に復帰する前の2012年10月から12月期に比べて、昨年同期までふえたのが賃金の低い非正規雇用の172万人で、正規雇用は23万人も減っています。これでは勤労者世帯の収入もふえず、消費も改善しないのは明らかです。ワーキングプアの増加や貧困率の上昇など、アベノミクスのもとで貧困と格差の拡大は重大です。暮らしを悪化させ、経済の立ち直りをいよいよ困難にしております。

アベノミクスの失敗がこれほど明らかになっているのに、安倍首相が失政の責任を認めず、来年4月からの消費税税率の10%への引き上げや、年金・介護など社会保障の切り下げ、労働法制の改悪など、悪政を続けているのは文字どおり失敗に失敗を重ねるものであります。アベノミクスを中止することにより、こと、とりわけ消費低迷を招く消費税増税の断念が必要ではないでし

ようか。

当市の来年度予算でも生産人口による給与所得者の減少もあり、個人市民税が連続して減少しています。

また、普通交付税は合併算定がえの見直しもあり、5000万円の増となっていますが、財政については合併によるメリットよりデメリットのほうがあらわれてきているのではないかと考えます。市長は住民市民サービスの低下はほとんどないと言いますが、2町合併で不便になったというこの声は圧倒的であります。住民の感覚とほど遠いのではないのでしょうか。

また、一般会計における市債残高の推移では年々膨れ上がり、平成28年度見込み額では215億1825万円で、当初予算額170億円の1.26倍となっています。特に、一般単独事業債の伸びが大きく影響しております。

私は3市1町による広域ごみ処理施設建設を前提にした予算、震台厚生施設組合への負担金には反対です。私は大胆なごみの減量化と資源化を合わせ、現有施設である新治地方広域組合環境クリーンセンターの改修で問題はないと考えております。まず、広域ごみ処理建設には住民合意はありません。予算がどこまで膨れ上がるかわからない、これでは税金の無駄遣いそのものではないのでしょうか。加えて、この財源に震災復興特別交付税を当てにすることは全くのお門違いであります。住民合意のない広域ごみ処理施設建設の暴走は許せません。

子育て支援策について、私は一般質問で、少子化対策として中学卒業までの医療費の完全無料化や学校給食費の補助などを求めましたが、財政難などを理由に拒否されました。私は少なくとも所得制限なし、窓口負担なしの医療費の完全無料化に踏み込むべきだと思います。

加えて、市立さくら保育所の閉所問題です。議会との信頼関係といいますが、2月5日の説明会前に文教厚生委員会に報告・協議ありませんでした。市長の選挙公約違反は明らかであり、市民・保護者との信頼関係をないがしろにするものです。国会でも問題となっている待機児童について、保育の公的役割が改めて見直されているときに公立保育所の閉所を突然打ち出すなど、当市が子育て支援に真剣に取り組んでいるとは思えません。これでは子育てしがたいかすみがうら市になってしまうのではないのでしょうか。

小学校統合が霞ヶ浦地区では来年度実施されますが、今でも私は住民合意がないと考えております。今回の統廃合によって地方交付税の影響額は、中学校では2カ年の合計で約2300万円の減額、小学校では約6000万円の減額が見込まれるということがわかりました。統廃合は強行されてしまいましたが、教育の質の低下がないよう要請したいと思います。

公共交通システム問題では、交通弱者への具体的対策がなされていません。特に、協同病院がおおつ野に移転したこともあり、市民からはその対策が強く求められています。

商工業の振興について、私は住宅リフォーム助成制度の額を増額するよう再三要請してきましたが、今回も現状維持に終わっていることでもあります。霞ヶ浦地区の業者からも強い要望が寄せられています。

来年度予算には、所得の少ない高齢者などを対象に年金生活者等支援臨時福祉給付金を支給するとしています。政府は平成28年度全般の個人消費の下支えにも資するためと言っていますが、消費税8%の増税の影響は一時的どころか今日まで2年間近く続いています。また、平成29年度から実施される年金生活者支援給付金の前倒し的な位置づけと言っていますが、消費税が10%に

なれば、軽減措置がとられたとしても1世帯平均6万2000円、1人当たり平均2万7000円もの負担増が毎年押し寄せてきます。個人消費の下支えというなら、消費税10%増税をきっぱり中止すべきであります。選挙目当ての小手先では、暮らしも経済もよくなりません。

消費税の10%増税の中止、社会保障の削減から忠実に転換する、人間らしく働ける雇用のルールをつくる、環太平洋連携協定TPPから撤退し、暮らし最優先で日本と地域の経済の再生を図ることではないでしょうか。私は、国の悪政がひどいときだからこそ、地方自治体はその防波堤として役割を果たす住民福祉の増進が求められると思っております。今後とも住民が主人公、市民の暮らし最優先の姿勢を目指して頑張る決意を述べまして、討論といたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第28号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第29号 平成28年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算の討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

議案第29号 平成28年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算に反対をいたします。

国民健康保険税は高過ぎて払えないという被保険者の声は圧倒的であります。私は毎回のよう  
に低所得者の、いわゆる収入の少ない被保険者に重い負担となる均等割額の引き下げは見直し、  
もとに戻すべきだと訴えてまいりました。当市は収納率も低く、滞納せざるを得ない被保険者も  
ふえており、短期被保険者証の発行は平成27年12月末現在533世帯、1,176人となっております。

私は、今年度からの国の保険者支援金制度が拡充され、各市町村の国保会計に投入された1700  
億円で保険税の引き下げを求めましたが、保険給付費の増額分が見込まれるとして、一般会計の  
繰り入れの縮小を今後の備えに充てて保険税の引き下げをしませんでした。

この措置は来年度も継続して実施されます。この国のこの保険者支援金制度の拡充は、国保税

が高過ぎるという国民の批判に政府も応えざるを得なくなったものであります。当市では、低所得者に対する財政支援として4500万円が歳入で増額となります。

一方、均等割額を改定前の2万5200円に戻すには、追加財源が約4600万円で済むことがわかりました。現在の均等割額は3万円でありますから、もとに戻すことは可能ではないでしょうか。

私は、この財政支援を自治体の一般財源からの繰り入れ削減に使うのではなく、保険税の引き下げに結実させることが必要だと考えます。

一般会計法定外繰り入れで付加限度額を小さくすることについて、運営協議会委員のための国民健康保険必携というものがあります、これは国保中央会監修であります。この中に「国民健康保険事業は地域住民の福祉増進の一端を受け持つものであり、一般の福祉行政と無縁ではありません。一般の福祉行政と多分に重複したり共同して行ったりする面があるわけです。そこでもその部分の事業実施の経費、国民健康保険事業の独自の財源である保険税や国保負担のみで賄われることは、負担の公平という見地からどうかと考えられる部分もあるのです。この面では、必要に応じて財源の一部を一般会計から国民健康保険特別会計へ繰り入れるべきではないか」、こう書かれております。

今、全国平均で1人当たり繰り入れ金額は1万1465円となっておりますが、当市の来年度予算では、私の試算では4,493円となっております。当市の国保会計は平成23年度から一般会計からの大幅な繰り入れもあり、改善されております。一定の財政措置を継続するとともに、基金を活用すれば国民健康保険税の引き下げは可能だと考えます。

国保の財政悪化と国保税高騰を招いている原因は、国の予算削減にあります。当市でも国庫負担の増額を求める要請を改めて行うことを提案し、討論いたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第29号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第30号 平成28年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[ 1 1 番 佐藤文雄君登壇 ]

○ 1 1 番 (佐藤文雄君)

議案第30号 平成28年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算に反対の立場で討論をいたします。

後期高齢者医療制度は小泉政権の社会保障破壊、構造改革路線の柱として2006年に導入が決められ、08年に実施が強行されました。75歳以上の人を、それまで加入していた公的医療保険から切り離し、後期と名づけた別建ての医療制度に囲い込んだものであります。年齢で医療を差別する医療制度は世界でも異例のものであります。

制度の発足から8年、弊害はいよいよ浮き彫りになっています。2年ごとの保険料の改定のたびに、保険料は引き上げを繰り返しています。滞納者は全国で23万6000人に上り、そのうち有効期間が短い短期保険証を交付された人は約2万6000人いました。短期証の交付は年々増加傾向で、この5年間で2割ふえました。滞納者のうち、短期証を交付された人の割合は都道府県別に見ると、最大の兵庫県は5割の4,238人、短期保険証を交付、広島県は3割の1,160人、茨城県は2割の1,010人に交付しています。年金が少なく、天引き対象にならない低所得者の高齢者、普通徴収者がほとんどです。当市の被保険者数は年々増加し、加入者は5,251人となっていますが、年金天引きができない普通徴収者数は1,141人で約2割です。滞納繰越分は年々増加傾向にあり、短期保険証を交付された人は44人となっています。

茨城県後期高齢者医療広域連合では、来年度の保険料を据え置くことが決まりました。

しかし一方、厚生労働省は所得の低い人の保険料軽減措置を段階的になくす方針を打ち出しました。負担増になる高齢者は約865万人、加入者の半数以上です。保険料の負担が3倍にもなる世帯も生まれるなど、2008年の制度開始以来、最大規模の改悪案であります。年金は減らされる一方なのに、医療・介護などの負担は膨らむ、長生きをますますつらくする改悪は許されません。

後期高齢者医療制度のもともとの狙いは、公的医療費の抑制・圧縮です。当時の厚生労働幹部が、医療費が際限なく上がる痛みを後期高齢者がみずから痛みで感じてもらうと公言したように、75歳以上の人口と医療費がふえればふえるほど保険料負担にはね返る仕組みになっています。負担増加、医療が必要でも我慢するか、こういう二者択一を高齢者に迫る、これほど過酷な仕打ちはありません。保険料払いが困難な高齢者がこれほど広がっているのに、軽減措置廃止という負担増を求めることは生活苦に追い打ちをかけることにほかなりません。

私は問題だらけの後期高齢者医療制度を廃止し、もとの老人保健制度に戻すべきと考えます。

以上、反対討論といたします。

○ 議長 (藤井裕一君)

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論ございますか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○ 議長 (藤井裕一君)

討論を終結いたします。

これより議案第30号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第31号 平成28年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算の討論を行います。  
討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第31号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第31号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第32号 平成28年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算の討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第32号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、議案第32号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第33号 平成28年度かすみがうら市介護保険特別会計予算の討論を行います。



反対討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[ 1 1 番 佐藤文雄君登壇 ]

○ 1 1 番 (佐藤文雄君)

議案第33号 平成28年度かすみがうら市介護保険特別会計予算に反対の立場で討論をいたします。

当市の来年度介護保険特別会計予算で、歳入では保険料が7億3421万円で、前年比3660万円の増、率にして5.2%の増となっています。歳出では、保険給付費が31億3967万円で、前年比8808万円の増で、率にして2.9%の増であります。

問題は、歳出で基金の積立金を前年比で1270万円の増の1643万円にしていること、予備費を前年比7000万円増の1億円にしていることであります。このことは、介護保険料の引き上げは必要ではなかったということの一つのあらわれです。昨年の保険料引き上げ率は10.2%で、月額5,400円となりました。県内では9番目に高い保険料であります。私は少なくとも値上げを中止するために、介護給付費準備基金の全額取り崩しを行うと同時に、一般会計から繰り入れることを求めましたが、今回の予算案を見る限りでは、そのことが証明されたのではないのでしょうか。

平成26年度決算では、65歳以上の1号被保険者数は1万1408人となりましたが、年金から天引きできない普通徴収被保険者の方は2,077人で、全体に占める割合は18.21%にもなっています。

高齢者の貧困化が進んでいます。それに伴い、滞納額はふえ続き、不納欠損額も年々ふえる傾向にあります。普通徴収被保険者の2割近い方が滞納しており、通常どおりの1割負担での介護保険が受けられなくなるおそれもあります。これでは収入の少ない低所得者の高齢者にとっては、利用したくても利用できない介護保険制度となっているのではないのでしょうか。

保険料の引き下げと同時に市独自の軽減策や利用料の逡減策を求めて、反対討論といたします。

○ 議長 (藤井裕一君)

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論ございませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○ 議長 (藤井裕一君)

討論を終結いたします。

これより議案第33号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[ 賛成者起立 ]

○ 議長 (藤井裕一君)

起立多数であります。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

---

○ 議長 (藤井裕一君)

次いで、議案第34号 平成28年度かすみがうら市水道事業会計予算の討論を行います。  
討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第34号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第34号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第35号 平成28年度かすみがうら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第35号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第35号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第36号 平成28年度かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第36号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、議案第36号は原案のとおり可決されました。

### 日程第 3 発議第 1 号

#### ○議長（藤井裕一君）

日程第3、発議第1号 新たな広域ごみ処理施設に係る財政措置の強化拡充を求める意見書（案）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

6番 岡崎 勉君。

[6番 岡崎 勉君登壇]

#### ○6番（岡崎 勉君）

それでは、発議第1号について、お手元に配付されている意見書の朗読の形により説明させていただきます。

新たな広域ごみ処理施設整備にかかわる財政措置の強化拡充を求める意見書（案）。

我が国では経済の発展や生活様式の多様化に伴い、廃棄物が大量に発生し、その適正処理が重要な課題となっており、市町村においては法に基づき一般廃棄物の処理が所掌事務とされ、ごみの減量及び資源化とともに、その根幹となる廃棄物処理施設の設置管理に多額の事業費を要してきており、これらの財政確保に大変苦慮してきたところであります。

当地域では、茨城県の中央に位置する石岡市、小美玉市、かすみがうら市、茨城町の4市町が協調して循環型地域社会のさらなる形成を目指し、国の方針及び県の計画に従い、ごみ処理広域化を進めているところであり、先般の東日本大震災等における被災ごみへの対応も含め、少子高齢化、人口減少化にあっても、地域住民に欠かせないライフラインとして継続的に強靱な体制を構築する上で、着実な事業進展を担保する財政確保が喫緊の課題であります。

よって、地方の厳しい財政事情や事業費高騰の状況等を踏まえ、地域住民及び地方財政の負担軽減が図られるよう国において循環型社会形成推進交付金制度を初めとする財政支援のさらなる拡充を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

要望の事項の1として、安定的・継続的な財政措置を講じ、交付金の必要額を交付すること。

2として、廃止施設の解体等にかかわる財政措置を講じること。

3として、施設周囲の道路及び関連施設等の環境整備にかかわる財政措置を講じること。

4として、ごみ処理広域化災害対応に伴う柔軟な財政措置を講じること。

平成28年3月23日、かすみがうら市議会。

以上、議員諸侯のご賛同をお願いいたしまして、説明といたします。

#### ○議長（藤井裕一君）

これより提出者への質疑を行います。

11番 佐藤文雄君。

#### ○11番（佐藤文雄君）

まず、この意見書はさきの霞台厚生施設組合の議会に提出された決議文と同じなのでしょうか。

#### ○議長（藤井裕一君）

6番 岡崎 勉君。

[6番 岡崎 勉君登壇]

○6番(岡崎 勉君)

はい、内容についてはそのとおりであります。

○議長(藤井裕一君)

11番 佐藤文雄君。

○11番(佐藤文雄君)

この中に、災害に伴う柔軟な財政措置を講じることというふうに書かれてあります。そして、先般の東日本大震災等における被災ごみへの対応も含めというふうに書いてあります。これは震災復興特別交付税、このことを意味するのでしょうか。

○議長(藤井裕一君)

6番 岡崎 勉君。

[6番 岡崎 勉君登壇]

○6番(岡崎 勉君)

このごみ処理につきましては、ただいま佐藤議員の言ったとおりであります。

○議長(藤井裕一君)

11番 佐藤文雄君。

○11番(佐藤文雄君)

それと最終処分場の問題、いわゆる周辺施設の道路及び関連施設等、環境整備にかかわる財政措置を講じることとあります。この中には最終処分場の問題も含まれているのでしょうか。

○議長(藤井裕一君)

6番 岡崎 勉君。

[6番 岡崎 勉君登壇]

○6番(岡崎 勉君)

施設の周辺の道路及び関連施設等とありますけれども、これは、これまでも該当にならないんですけれども、それも含めてということで意見書を提出するものであります。

○議長(藤井裕一君)

11番 佐藤文雄君。

○11番(佐藤文雄君)

質問に答えていません。

最終処分場もこの中に入っているんですかという質問なんです。具体的です。

○議長(藤井裕一君)

6番 岡崎 勉君。

[6番 岡崎 勉君登壇]

○6番(岡崎 勉君)

最終処分場については、これはまた別の交付金が出ますので、これには含まれておりません。

○議長(藤井裕一君)

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

終わります。

○議長（藤井裕一君）

ほかにごいませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第1号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、さよう決しました。

これより発議第1号の討論を行います。

討論はごいませんか。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

発議第1号 新たな広域ごみ処理施設整備にかかわる財政措置の強化拡充を求める意見書（案）、これに反対の立場で討論をいたします。

この意見書案はさきの霞台厚生施設組合の議会で議決されたものと同じということだそうであります。そしてまた、この財源措置の裏づけとなるものについては、循環型社会構成推進交付金のほかに震災復興特別交付税、そういうものを含めるといふふうに答弁しております。

東日本大震災から5年が経過をいたしました。いまだに避難生活を送っている方が17万人とも言われております。政府は復興は進んでいると言いますが、被災地である東北3県、岩手、宮城、福島では、その実感はないと言われております。特に福島では、放射能汚染によるこの帰還困難区域も含めて、大変な苦勞をしているのが現実であります。

震災復興特別交付税の本来の目的は、現実に被災された住民、そして公共施設等々、復旧に全力を尽くすために使われるものであります。ごみ処理広域化のための施設、広域化のためにこの交付税を用いることは、お門違いであることは間違いのないことではないでしょうか。会計検査からも、復興とは全く違うところに使われているという、こういう指摘もされております。

私は、徹底したごみの減量化と資源化を住民とともに実践していけば、現有施設である新治広域事務組合の環境クリーンセンターの改修で十分対応ができるという立場であります。ごみ処理広域化による新たな焼却施設整備計画、これは無駄遣いであります。この意見書にもありますが、解体費用や関連施設整備にどれだけかかるのか、どれだけ膨れ上がるのか、策の見えない施設整備ではないでしょうか。絶対反対であります。無駄遣いはやめるべきであります。長寿命化計画には逼迫する地方自治体を財政にとって効果的であると同時に、地球温暖化対策にも期すると言われております。まさにこの広域化を進めるよりも長寿命化計画、この計画に基づいた検証を今すぐにでも行うべきだと思っております。

以上、反対討論といたします。

○議長（藤井裕一君）

また討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

本案は異議がございますので、起立により採択を行います。

採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

お諮りをいたします。昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「やっちゃったらいかがですか」「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

休 憩 午前11時59分

再 開 午前11時59分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### 日程第 4 請願第 1 号

○議長（藤井裕一君）

日程第4、請願第1号 TPP協定を国会で批准しないことを求める請願を議題といたします。  
これより委員長の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 矢口龍人君。

[産業建設委員会委員長 矢口龍人君登壇]

○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）

産業建設委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりましてご報告いたします。

当委員会に付託されました請願第1号 TPP協定を国会で批准しないことを求める請願については、3月4日、15日の委員会において議題とし、審査を行いました。

審査においては、請願者を参考人として招致し、意見等を聴取した上で、慎重に審査を行いました。

審査の結果、請願第1号につきましては、委員から趣旨採択との意見が出され、全会一致で趣旨採択とするものと決しました。

なお、審査の経過、概要につきましては、委員会会議録のとおりでございますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で産業建設委員会委員長報告を終わります。

○議長（藤井裕一君）

委員長に対し、請願の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

趣旨採択というのは簡単に言うと、これ、意見書を出さないということですか。

○議長（藤井裕一君）

産業建設委員会委員長 矢口龍人君。

[産業建設委員会委員長 矢口龍人君登壇]

○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）

はい、そのとおりでございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

意見書を出さなければ趣旨採択しても、これは国にどういうふうに伝えることになるんですか。国は何の報告、その趣旨が伝わらないということでございますか。

○議長（藤井裕一君）

産業建設委員会委員長 矢口龍人君。

[産業建設委員会委員長 矢口龍人君登壇]

○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）

はい、そのとおりでございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

これ、私はこの趣旨採択という中身では、全く意味をなさないんじゃないかなと思います。そういう意味では、この趣旨採択には私、反対です。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

以上で委員長に対する質疑を終結いたします。

次いで、請願第1号を趣旨採択とすることに対する討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

請願第1号 TPP協定を国会で批准しないことを求める請願について、私は趣旨採択に反対し、採択を求めるものであります。

今、委員長に質疑をいたしました。国に意見書が出されない、こういう意味では全くこの請願者の意図は反映されないということではないでしょうか。全く意味はなくなります。

今、安倍晋三政権が国民の反対を押し切って、アメリカなどとの交渉で合意署名を強行した環太平洋連携協定、いわゆるTPPの承認案と関連一括法案が閣議決定、国会提出されました。TPPは米や牛肉などの農産物を含め、関税を原則として撤廃、輸入を拡大し、食の安全、著作権、雇用、医療などあらゆる分野で多国籍大企業に有利なアメリカ中心のルールを押しつけるものがあります。交渉参加に当たって国会が決議した重要農産物を除外するなどの原則を踏みにじっています。国会決議に違反した協定は、国会の責任で批准を拒否し、関連一括法案も廃案にすべきであります。

TPP交渉についての国会決議は、安倍内閣が政権復帰直後の2013年3月、アメリカのオバマ大統領に求められて交渉に参加すると決めた後、衆参両院の農林水産委員会が決めたものであります。米、麦、牛肉、豚肉、乳製品、甘味資源作物などの農産物重要品目について引き続き再生産可能となるよう除外または再協定の対象とすること、10年を超える期間をかけた段階的な関税撤廃も含めて認めないこと、国会決議はTPP交渉参加の撤回は盛り込みませんでした。全ての関税を原則として撤廃するTPPが、日本の農業や農村に深刻な打撃を与え、国民生活にも大きな影響を及ぼすことへの国民の反対を反映したものであります。

TPPは日本の交渉参加から昨年秋の大筋合意まで秘密交渉を繰り返した結果、日本に全品目で95%、農水産物で81%、重要5項目だけでも30%の品目の関税撤廃を押しつけるものになりました。文字どおり関税撤廃の原則を貫き通し、国会決議を踏みにじっているのは明らかではないでしょうか。TPPが国会決議に違反することは、協定には国会決議が求めた重要品目の除外という言葉さえ盛り込まれていないことだけでも明らかです。関税協定で除外するというのは関税にかかわる約束の対象から除くということです。

これまで日本が締結した経済連携協定EPAは全て除外を規定しており、対象には米や麦など重要品目が入っています。TPPについて、安倍政権は例外なき関税撤廃は条件にしていらないと言いますが、例外と除外は違います。TPP関税撤廃が原則で、協定には撤廃を繰り返す条文ではありません。

政府に国会決議を守る気がない決議違反の協定は批准阻止しかありません。TPPは、日本とアメリカがともに批准しなければ発効しません。アメリカでも多くの大統領候補が反対しています。TPPゴリ押しの安倍政権に道理はありません。

以上、議員諸侯のこの本請願に対して批准するようにご賛同をお願いして、討論いたします。

○議長（藤井裕一君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより請願第1号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本請願に対する委員長の報告は趣旨採択とすべきものであります。



本請願は委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、請願第1号は委員長の報告のとおり趣旨採択と決定されました。

---

## 日程第 5 委員会への調査付託の件

○議長（藤井裕一君）

日程第5、委員会への調査付託の件を議題といたします。

全員協議会の席で議員から当市においても人口減少や少子高齢化など、さまざまな課題を抱えている現状において、市内小中学校の統廃合や学区の問題、または将来的な小中一貫校に対しての考え方などの課題について調査することとし、協議されたことから、「市内小中学校の今後のあり方について」と題して調査を行うよう文教厚生委員会に付託するものであります。

お諮りをいたします。この件については、「市内小中学校の今後のあり方について」と題して調査を行うよう文教厚生委員会に付託することによろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、委員会の調査付託の件については、「市内小中学校の今後のあり方について」と題して調査を行うよう文教厚生委員会に付託することに決定をいたしました。

次いで、お諮りをいたします。文教厚生委員会の調査付託の件については、調査終了まで閉会中の継続調査とすることによろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、調査終了まで閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

---

## 日程第 6 閉会中の継続審査について

○議長（藤井裕一君）

日程第6、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

平成27年第4回定例会に審査特別委員会委員長より、閉会中の継続審査の申し出がありました。お諮りをいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

---

## 日程第 7 閉会中の所管事務調査について

○議長（藤井裕一君）

日程第7、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

各常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長より、お手元に配付したとおり、閉会中の所管事務調査の申し出がありました。

お諮りをいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定をいたしました。

---

○議長（藤井裕一君）

以上で本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

ここで坪井市長から発言を求められておりますので、発言を許します。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

引き続きまして貴重な時間をいただきましてありがとうございます。

平成28年第1回かすみがうら市議会定例会の閉会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

3月1日に開会をいたしました今定例会は、平成27年度の一般会計並びに特別会計の補正予算案を初め、平成28年度の各会計の当初予算や条例など、多くの重要案件につきまして慎重なご審議をいただき、議決を賜りまして、本日閉会の運びとなりました。心から御礼を申し上げます。

成立いたしました予算等の執行運営に当たりましては、市政の一層の発展と市民生活の向上のために万全を期してまいりたいと考えております。

議論となりました「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進につきましては担当部署を設置いたしまして、かすみがうら市の地方創生を目指してまいりますので、議員各位にもご理解とご協力のほどをよろしくお願い申し上げます、お礼の挨拶といたします。

○議長（藤井裕一君）

それでは、これもちまして、平成28年かすみがうら市議会第1回定例会を閉会といたします。慎重なご審議をいただき、大変ありがとうございました。

閉 会 午後 0時15分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

かすみがうら市議会議長 藤 井 裕 一

かすみがうら市議会議員 川 村 成 二

かすみがうら市議会議員 岡 崎 勉

かすみがうら市議会議員 田 谷 文 子